

## 議案及び議事の概要

### 第90号議案 議事録の承認について

- ・ 令和8年1月16日開催の会議の議事録について審議し、原案どおり可決（承認）。

### 第91号議案 令和8年度奈良県警察官（第1回）採用試験の実施について

- ・ 第1回試験における試験区分（A男性（SPI）、A女性（SPI）、A男性、A女性、武道A）ごとの採用予定人員
- ・ 第2回の試験実施の際には不足数等を踏まえた上で、再度AB区分別、男女別の採用予定人員を審議すること  
を確認した後、
- ・ 令和7年度からの変更点（資格加点の武道区分に「空手」を追加、受験資格の年次更新等）  
について審議し、原案どおり可決。

### 第92号議案 令和8年度警察官採用試験における資格加点に関する要綱について

### 第93号議案 令和8年度警察官採用試験における体力試験、身体・適性検査に関する要綱について

- ・ 警察官の任用に関する細則第5条第2項の規定に基づき警察本部長から協議があったもの
- ・ 令和7年度からの変更点（資格加点の武道区分に「空手」を追加、適性検査の実施方法の変更、年次更新等）  
について審議し、原案どおり可決（同意）。

### 第94号議案 審査請求（令和7年度第1号）について

- ・ 令和8年1月8日付けで提出された審査請求について形式的要件が整っているかを確認・審議し、不利益処分についての審査請求に関する規則第8条の規定により、受理することに決定。
- ・ 今後、本事案の迅速な審査に資するため、同規則第3条第1項の規定に基づき、和島委員長を審査長に指名した。
- ・ 次回以降、継続審議していくこととした。

### 第95号議案 審査請求（令和7年度第2号）について

- ・ 令和8年1月15日付けで提出された審査請求について形式的要件が整っているかを確認・審議し、不利益処分についての審査請求に関する規則第8条の規定により、受理することに決定。
- ・ 今後、本事案の迅速な審査に資するため、同規則第3条第1項の規定に基づき、和島委員長を審査長に指名した。
- ・ 次回以降、継続審議していくこととした。

**第96号議案 教育職員の給与に関する報告及び勧告について**

- ・ 教育委員会において令和8年度より県内公立の小・中学校、高等学校等に新たに「主務教諭」の職を設置する方針が決定されたことに伴い、勧告を行うまでのスケジュールを確認した後、
- ・ 本日は報告及び勧告（教育職給料表を除く）文案について審議
- ・ 今後、検討を続けることとし、次回の委員会において継続審議することとした。

**第97号議案 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について**

**第98号議案 「特地勤務手当等の運用について」の一部改正について**

- ・ 今年度の人事委員会勧告に基づく職員の特殊勤務手当に関する条例の改正（特地勤務手当に準ずる手当の支給対象の拡大）に伴い、標記規則・通知の改正について知事から依頼があったもの
- ・ 同条例に定める職員との権衡上必要があると認められるものに支給する特地勤務手当に準ずる手当の対象職員、支給期間及び額並びに令和7年3月31日以前に新たな給料表の適用を受ける職員となった者についての経過措置等にかかる規定の整備について審議し、原案どおり可決。

**第19号報告 採用選考試験（学芸員（美術工芸）、児童自立支援専門員・児童生活支援員）の結果報告について**

- ・ 人事課が実施した標記試験（口述試験）の結果について報告があった。

以上